

家きんの高病原性及び低病原性鳥インフルエンザの

発生等に伴う輸入停止状況 ■ = 輸入停止国【61か国/地域】

《ヨーロッパ》

ロシア	H5N1	2005.7.22
ウクライナ	H5N1	2005.12.6
イタリア	H7N3(低)	2002.10.23
ルーマニア	H5N1	2005.10.11
アルバニア	H5N1	2006.3.9
チェコ	H5N1	2007.6.22
セルビア・モンテネグロ	H5N1	2006.4.5
フランス	H5N1	2015.11.26
ハンガリー	H5N8	2016.11.4
ドイツ	H5N8	2016.11.11
スウェーデン	H5N8	2016.11.25
ポーランド	H5N8	2016.12.5
英国	H5N8	2016.12.19
ブルガリア	H5N8	2016.12.20

《アフリカ》

ナイジェリア	H5N1	2006.2.9
南アフリカ	H5N2	2004.8.9
ジンバブエ	H5N2	2005.12.5
エジプト	H5N1	2006.2.21
ニジェール	H5N1	2006.3.1
カメルーン	H5N1	2006.3.14
スーダン	H5N1	2006.4.21
コートジボワール	H5N1	2006.4.27
ブルキナファソ	H5N1	2006.5.31
ジブチ	H5N1	2006.5.31
ガーナ	H5N1	2007.5.7
トーゴ	H5N1	2007.6.26
ベナン	H5N1	2007.12.6

《西アジア》

イラク	H5N1	2006.2.6
イスラエル	H5N1	2006.3.20
ヨルダン	H5N1	2006.3.27
パレスチナ自治区	H5N1	2006.4.18
クウェート	H5N1	2007.3.1
トルコ	H5N1	2005.10.11
サウジアラビア	H5N1	2007.3.27
アゼルバイジャン	H5N1	2006.3.1
レバノン	(低)	2009

《南アジア》

パキスタン	H7N3	2004.1.27
インド	H5N1	2006.2.21
アフガニスタン	H5N1	2006.3.17
バングラデシュ	H5N1	2007.3.27
イラン	H5N1	2008.1.17
ネパール	H5N1	2009.1.19
ブータン	H5N1	2010.2.24

《東南アジア》

ベトナム	H5N1	2004.1.9
インドネシア	H5N1	2004.1.25
ラオス	H5(不明)	2004.1.27
カンボジア	H5N1	2004.1.25
ミャンマー	H5N1	2006.3.14
マレーシア	H5N1	2017.3.9

《中央アジア》

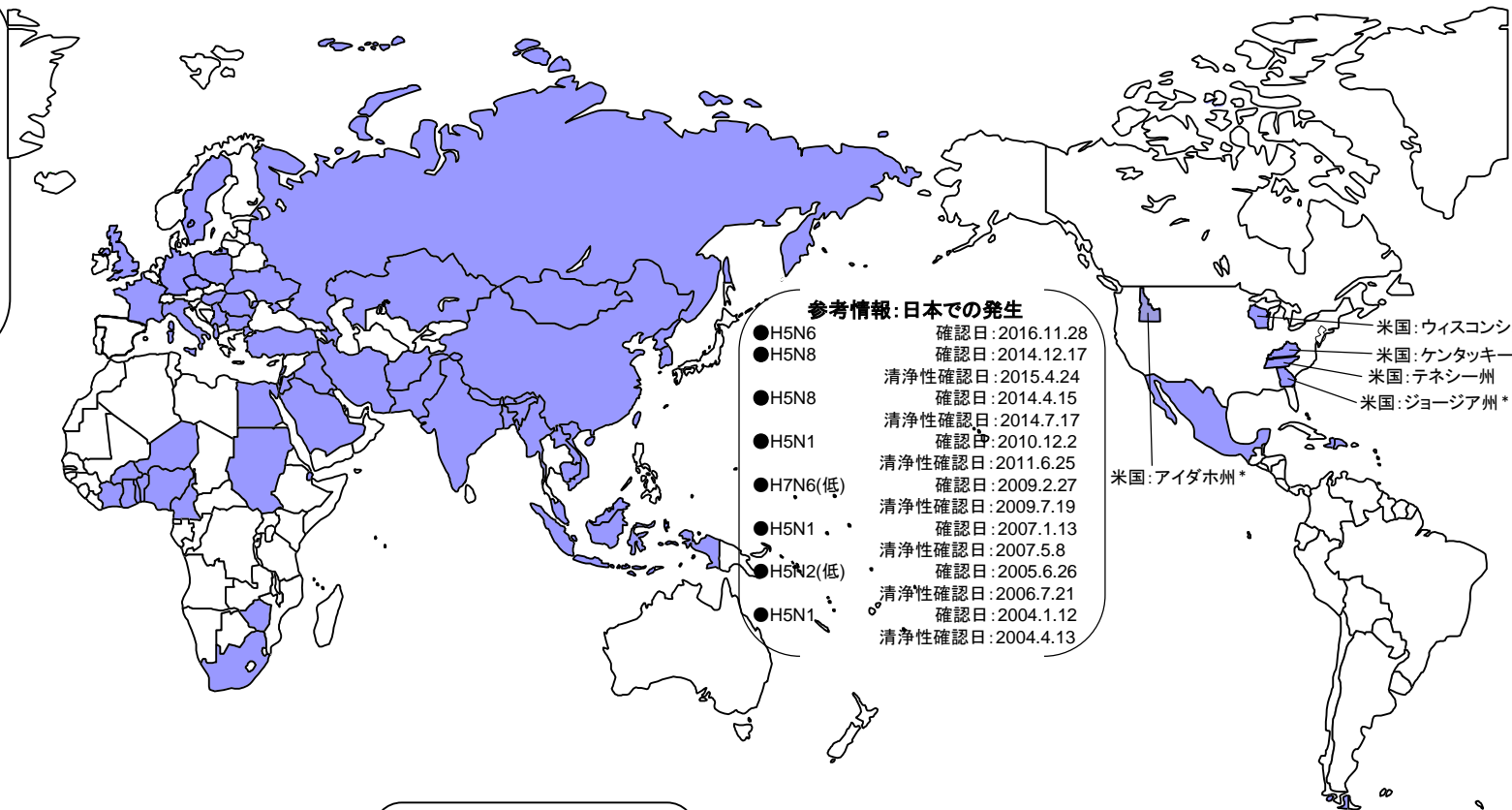
カザフスタン	H5N1	2005.8.4
--------	------	----------

《東アジア》

中国	H5N1	2004.1.27
香港	H5N1	2001.5.18
マカオ	H5N1	2001.5.24
台湾	H5N2(低)	2010.1.22
モンゴル	H5N1	2005.9.2
北朝鮮	H7N7	2005.3.15
韓国	H7N7(低)	2010.10.18

《南北アメリカ》

米国		
テネシー州	H7N9	2017.3.6
ウィスコンシン州	H5N2(低)	2017.3.6
ケンタッキー州	H7N9(低)	2017.3.20
ジョージア州	H7N9(低)	2017.3.27
アイダホ州	H5N2(低)	2017.4.14
メキシコ	H7N3	2012.6.26
ドミニカ共和国	H5N2(低)	2007.12.25
ハイチ共和国	H5N2(低)	2008.6.16



参考情報：日本での発生

●H5N6	確認日: 2016.11.28
●H5N8	確認日: 2014.12.17
●H5N8	清浄性確認日: 2015.4.24
●H5N8	確認日: 2014.4.15
●H5N1	清浄性確認日: 2014.7.17
●H5N1	確認日: 2010.12.2
●H7N6(低)	清浄性確認日: 2011.6.25
●H5N1	確認日: 2009.2.27
●H5N1	清浄性確認日: 2009.7.19
●H5N1	確認日: 2007.1.13
●H5N2(低)	清浄性確認日: 2007.5.8
●H5N1	確認日: 2005.6.26
●H5N1	清浄性確認日: 2006.7.21
●H5N1	確認日: 2004.1.12
●H5N1	清浄性確認日: 2004.4.13

米国: ウィスコンシン州*
 米国: ケンタッキー州*
 米国: テネシー州
 米国: ジョージア州*
 米国: アイダホ州*

※血清型は、輸入停止の原因となった型を示す

※日付は確認日(日本が発生等を確認し、輸入停止等の対応を行った日)

※病原性が不明又は低病原性鳥インフルエンザであることが確認できている場合、垂型表記の後ろにそれぞれ(不明)又は(低)と表記

※更新点: 2017年7月18日付けで米国アラバマ州からの生きた家きん、家きん肉等の輸入停止措置を解除

* 米国からの家きん肉等については、低病原性鳥インフルエンザの場合、輸入停止対象地域は発生農場から半径10km以内の地域

2017年7月18日現在